

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

49期(1995/平成7年)

初日の遅刻と予備的請求原因

会員 永島 賢也 (49期)

司法試験合格後、私は新しいパソコンを買いに秋葉原に出かけていた。パソコン通信とMYSTというPCゲームをするためであった。目的はNECのPC-9821であった。漢字ROMを実装し日本語変換をハードとしてこなす98シリーズが私には魅力的に映った。そして、ちょうど、その日、地下鉄サリン事件が起きた。私の安否を気遣って両親から何度も電話がかかってきていた。私もニュースを見て恐ろしくなった。そのような事件があったためか、その年の和光の研修所は厳戒態勢がとられていたのかもしれない。

司法修習の初日、私は慣れないバスのため少し遅刻をしてしまった。研修所の周囲には修習生と思いき人影はなかった。突然トランシーバーをもった男に「修習生か」と呼び止められた。うなずくとしばらくそこにとどまるよう指示され数人の男女に囲まれた。まもなくトランシーバーで内部と連絡がとられたらしく、エレベーターまで移動するルートが告げられた。私はすぐこの場から立ち去りたかったので早歩きで移動しようとした。すると強く呼び止められた。私は怪訝な顔をしたと思う。しかし、そんなことはおかまいなしにいっしょに移動すると告げられた。しばらく伴に歩いてエレベーターの前まで行き、そこで待つよう指示された。まもなく、エレベーターのドアが開くと中からトランシーバーを持った男数名が現れ「修習生か」と同じ質問をされた。私の背後にいた男が事情を説明したらしく、私はそのままエレベーターに乗ることになった。男たちに囲まれたまま廊下を移動しドアを開けてもらって教室の中に入った。目の前には真っ白で清潔な空間が広がっていた。これがクラスメイトとの初めての出会であった。

すぐに4か月間の前期修習が始まった。民裁では予

備的請求原因の話題が花盛りであった。ブロックダイヤグラムでは再抗弁でよさそうなものを予備的請求原因として位置づけるよう習った。起案は、用紙を上下二段に分け、上段に要件事実、下段にその説明をする形式だったため、ある程度書き出してしまってから、再抗弁と考えたものを思い直して予備的請求原因の位置に繰り上げて書くということは難しい。そのため、それが予備的なものなのかどうか最初に見定めなければならなかった。もっとも、当時の私には、予備的請求原因とする理屈が今ひとつ腑に落ちなかったので、研修所の図書館でいろいろ調べてみた。そのとき、賀集唱裁判官の司法研修所論集「要件事実の機能」に出会い「そういうことか」と一応の理解はできた。それは要件事実論を「請求原因の生存競争」と説くものであった。それでも、それは要件事実論内部での説の対立にしか見えず、複数の説のうちひとつの説に誘導する指導方針には疑問を感じた。しかし、今の研修所が予備的請求原因事実説なら、それにあわせるしかないと思った。

しかしながら、二回試験の口頭試問の際、表見代理について問われたため、予備的請求原因説で回答したところ、もうひとりの男性の試験官から他の考えはないかと促された。かなり焦ったがにこやかな表情だったので、ここは誘導に乗って再抗弁説で回答したところ「よくできました」と言われた。どうも内部でも説が分かれているらしいと思った。この修習時代の要件事実論に対する印象は今の私にも影響を与えている（永島賢也「争点整理と要件事実—判決三段論法の技術—」（青林書院）、「要件事実論の憂鬱」法学紀要第56巻141頁（2014年）（日本大学）参照）。